

平成30年10月1日から 「雇用関係助成金」関連書類の 郵送受付を開始します

雇用関係助成金の計画書や申請書類等の受付について、
事業主の皆さまの利便性向上のため、
郵送による受付を開始することとしました。

郵送に当たってのご注意

- 郵送事故の防止のため、**簡易書留**等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。
- 郵送の場合、**申請期限までに到達**していることが必要です。
- **書類の不備や記入漏れ**がないよう、**事前によくご確認**ください。
 - ※ **原則として、提出された書類により審査を行います。**
書類の不備又は補正すべき内容があった場合、都道府県労働局長又は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長が相当な期間を定めて提出又は補正を求めます。それでも提出又は補正がない場合は、1か月以内を期限に補正を求める書面を発出します。当該期限までに提出又は補正がない場合は、不支給となりますのでご注意ください。
- 助成金申請窓口での**ご持参による受付も引き続き**行っています。初めて助成金を申請する場合など、計画書や申請書の作成方法等が不明な場合は、窓口にお越しく下さい。
- **郵送先**につきましては、厚生労働省ホームページに掲載している「**雇用関係助成金郵送受付窓口一覧**」をご参照ください。
 - ※ 詳細は、上記窓口一覧に掲載の連絡先にお問い合わせください。

